

環境経営レポート

2020年1月1日～2020年12月31日

2021年1月29日作成

株式会社タカシマ

環境経営方針

株式会社タカシマは実績と信頼をもとに、産業の基幹部品であるネジ、金属部品の販売を通じて社会に貢献するとともに、我々の企業活動において地球環境に様々な影響を与えていることを認識し、企業活動によって生じる環境負荷の低減をはかり、地球環境の保全に努めてまいります。

基本指針

1. 環境法規制、及びその他の要求事項を遵守し、社会的責任を果たします。
2. 限りあるエネルギー資源を有効に活用すべく、化石燃料、照明、空調などの無駄を削減し、環境負荷の低減に努めます。
3. 地域社会とのコミュニケーションを図り、この環境方針を要望に応じ社外に開示します。
4. グリーン購入を推進し、社内で使用する備品、用度品は環境負荷の少ない製品の購入、使用を進めてまいります。
5. RoHS REACH 等の規制を認識し、本来業務での環境配慮製品の取り扱いを勧めてまいります。

株式会社タカシマ 代表取締役

真 下 丈 二 印

平成 22 年 7 月 1 日 制定

平成 23 年 1 月 19 日 審査時改定

平成 30 年 6 月 15 日 改定

1. 事業所の概要及び適用範囲

(1) 商号： 株式会社タカシマ

(2) 代表者名： 真下丈二(代表取締役)

(3) 所在地：

本社	東京都千代田区岩本町 2 丁目 8 番 13 号
葛飾事業所	東京都葛飾区白鳥 3 丁目 26 番 4 号
越谷物流センター	埼玉県越谷市流通団地 3 丁目 3 番地の 14
札幌営業所	北海道札幌市東区北二十条東 9-3-5
盛岡営業所	岩手県盛岡市月が丘 3-30-13
富山営業所	富山県富山市西長江 3-7-43

(4) 事業規模

- 資本金： 6, 800 万円
- 従業員数： 210 名
- 床面積：
 - 633.11 m² (本社)
 - 1769.28 m² (葛飾事業所)
 - 4295.68 m² (越谷物流センター)
 - 82.89 m² (札幌営業所)
 - 99.20 m² (盛岡営業所)
 - 137.02 m² (富山営業所)

2. 摘要範囲

対象事業所： 全社(前記、1(3)所在地に同じ)

事業活動： ねじと関連商品及びオリジナル商品の開発・製造販売

3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

(1) 環境管理責任者氏名： 森谷大輔 (総務部 部長)

(2) 担当者連絡先 総務部 総務課 藤原一則

電話 03-5821-6750 FAX 03-5821-6751 E-mail: jinji@tksm.co.jp

4. エコアクション 21 への取組経過

平成 22 年 5 月よりシステム構築に取り組みを開始し、平成 22 年 7 月 1 日より運用を開始。翌平成 23 年 1 月 19 日に登録審査を受け、3 月 31 日に認証を受けた。

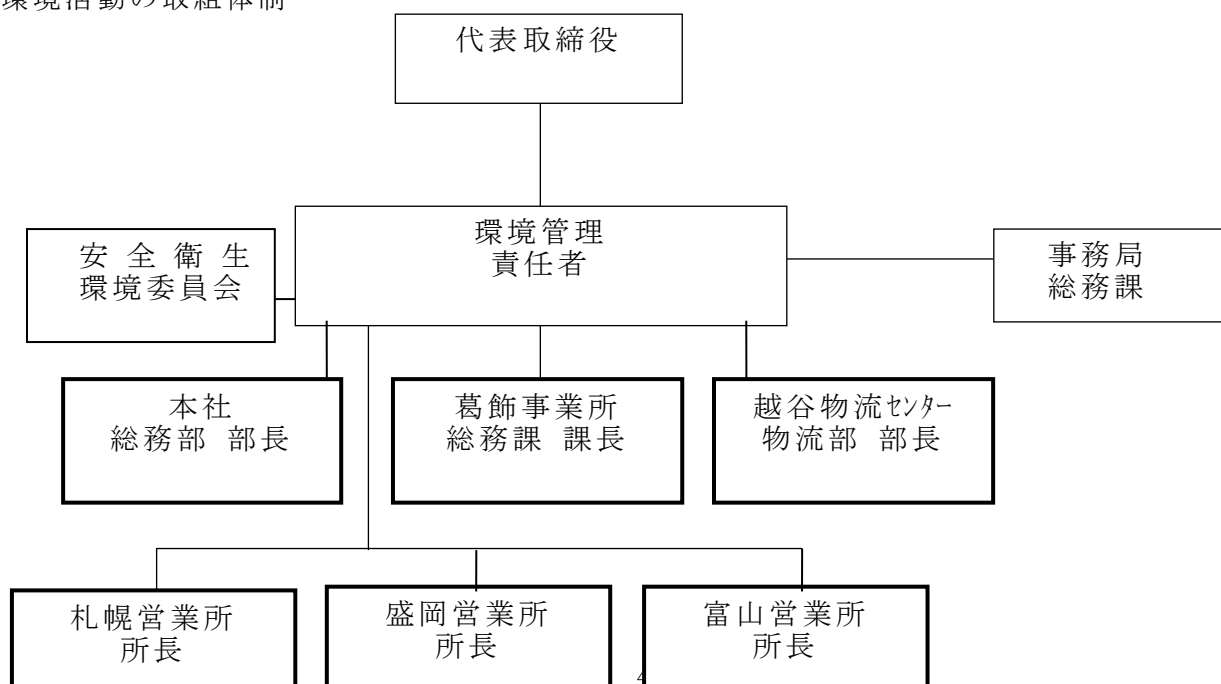
5. 環境経営目標

項目名	単位	2019年度 基準期間 2019/1 ～2019/12	2020年度 中期計画 初年 (基準期間比 2.0%削減) 2020/1 ～2020/12	2021年度 中期計画 2年目 (基準期間比 2.5%削減) 2021/1 ～2021/12	2022年度 中期計画 最終年 (基準期間比 3.0%削減) 2022/1 ～2022/12
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	350,559	343,548	341,795	340,043
電力使用量	kWh	428,874	420,297	418,152	416,008
ガソリン使用量	ℓ	44,250	43,365	43,143	42,922
水道使用量	m ³	2,057	2,057	2,057	2,057
産業廃棄物排出量	kg	195,600	195,600	195,600	195,600
グリーン購入の推進	品目数	56	57	前年実績＋ 1品目以上	前年実績＋ 1品目以上
環境配慮商品の拡充	品目数 (サイズ)	1,135	1,145	前年実績＋ 10品目以上	前年実績＋ 10品目以上
化学物質の適正管理		適正管理 法律遵守	適正管理 法律遵守	適正管理 法律遵守	適正管理 法律遵守

※ 購入電力のCO₂排出係数は目標設定時の以下の数値を使用

本社、葛飾、越谷	大和ハウス	0.579kg-CO ₂ /kWh (H30年度発表)
札幌営業所	北海道電力	0.678kg-CO ₂ /kWh (")
盛岡営業所	東北電力	0.523kg-CO ₂ /kWh (")
富山営業所	北陸電力	0.574kg-CO ₂ /kWh (")

環境活動の取組体制



6. 環境活動の実施計画

(1) 廃棄物の削減

- ・ 総廃棄物の量を把握する
- ・ エコバッグ使用の呼びかけ
- ・ 不要となった用度品の定期的な回収と再利用の推進
- ・ 廃棄物管理の徹底
- ・ 封筒、用紙再利用の呼びかけ
- ・ 廃梱包材の再利用の可能性検討

(2) 二酸化炭素の削減

- ・ 電気使用を削減する
昼休みに照明を消す、不要な電灯をこまめに消す。クールビズ、ウォームビズにより、冷暖房使用時間を低減する。故障した旧型の電灯を随時省エネタイプに入れ替える。不要な電灯を取り外す。
- ・ ガソリン、軽油使用量の削減
アイドリングストップを行う。
ハイブリット車などエコカーへの順次切り替えを進める。

(3) 水使用量の維持

- ・ 節水を呼びかける。

(4) グリーン購入の推進

- ・ ネットの通販を利用し、グリーンマーク商品を優先的に購入していく。
- ・ 現状の購入品目より増大を図る。

(5) 環境配慮商品の拡充

- ・ 有害な六価クロムを含有しない三価メッキ商品のラインナップ拡充を図る。
基準として取扱いサイズの増加を評価する

例：

ナット 10ミリ径用、12ミリ径、16ミリ径用を新規在庫 →3点増
ボルト 10ミリ径 長さ50ミリ、10ミリ径 長さ60ミリを新規在庫 →2点増

(6) 化学物質の適正管理

- ・ 対象品目のキシレン、エチルベンゼンは販売商品のペイント塗料に含有(含有率12.6%)されている。梱包状態で入荷し、そのまま販売している。
- ・ 保管は厳重に倉庫に保管し、数量管理を確実に実施している。
- ・ SDSを保持し要望があれば消費者に提供する。

7. 運用期間における環境活動の取組結果と評価及び次年度の取組内容

項目名	単位	基準期間 2019/1 ～2019/12	目標	実績 2020/1 ～2020/12	目標達成率	評価
二酸化炭素 排出量	kg-CO ₂	350,559	343,548 (基準期間比 2.0%削減)	321,121	107.0	○
電力使用量	kWh	428,874	420,297 (基準期間比 2.0%削減)	433,807	96.9	×
ガソリン 使用量	ℓ	44,250	43,364 (基準期間比 2.0%削減)	30,229	143.5	○
水道使用量	m ³	2,057	2,057	2,158	95.3	×
産業廃棄物 排出量	kg	195,600	195,600	184,600	106.0	○
グリーン購入 の推進	品目 数	56	57 (基準比+1)	57	100.0	○
環境配慮商品の 拡充	品目 数	1,135	1,145 (基準比+ 10)	1,135	99.1	×
化学物質の適 正管理			適正管理 法律遵守	法律遵守で きた。	100.0	○

※ 購入電力のCO₂排出係数は目標設定時の以下の数値を使用

本社、葛飾、越谷	大和ハウス	0.579kg-CO ₂ /kWh(H30年度発表)
札幌営業所	北海道電力	0.678kg-CO ₂ /kWh(〃)
盛岡営業所	東北電力	0.523kg-CO ₂ /kWh(〃)
富山営業所	北陸電力	0.574kg-CO ₂ /kWh(〃)

7.1 電力使用量の削減（CO₂排出量の削減）

コロナ禍による換気扇の常時使用、窓開放によるエアコンの強化を会社として各部に実施させ、結果として電気は未達となったが、車両による営業活動の大幅減という結果となり、トータルとしての二酸化炭素の排出は減少となった。

このような異常事態への対応は当面継続するものの、将来はしっかりとした節約の体制を築きたい。基準に照らした環境負荷低減を心がける。

7.2 ガソリン使用量の削減

外勤活動が大きく制約された結果として、かつてないほどにガソリン使用が減少した。半面、従来のエコドライブなどの取組は見えにくいものとなった。

車両入替時の取り組みとして、燃費の良いハイブリット車を優先して導入しているが、走行距離が伸びず入れ替えが延期となった車もある。最終的には近距離用小型車の他、軽輸送、来賓用などの用途も考慮しつつ 8 割程度がハイブリットとなるよう取り組んでいく。

7.3 水使用量の削減

衛生面でも清掃や、日中の消毒なども行った。使用を抑制する場面ではなく、未達はやむを得ないが、これにより無駄な使い方や、エコに対する関心の低下を招かないよう次年度の取組につなげたい。

7.4 廃棄物排出量の削減

・一般廃棄物排出量の削減

無駄な印刷を行わないなど、印刷の削減を行うことを徹底。各社員に個人のゴミは社内に持込まないよう徹底し、外部からの社内へのゴミ持込を制限している。

・産業廃棄物排出量の削減

市況の悪化により輸入品販売が低迷。輸入量も減少し、廃棄梱包材も減少している。一過性のものであり、削減に向けた検討は続ける必要がある。

近年は同じ商品であっても、梱包をより厳重にするケースが多い。輸入品が海外(主に中国)からの海上輸送を経ることから、劣化防止が重要である。特に海外の港湾での粗雑な荷扱いもあり、当社入荷時点での状態が悪い場合があり、厳重に木材で補強させている。

7.5 グリーン購入の推進

社内備品などは価格、納期に加えてグリーン購入の対象かも含めて購入を検討している。対応可能な消耗品は大部分がグリーン購入の対象品となっている。

7.6 環境配慮商品の拡充

新規在庫候補商品ヒアリング(セールスミーティング内)及び仕入先による提案や、競合他社販売情報を踏まえ、購買部を中心に検討。コロナ禍により在庫拡充の困難から継続審議となる。

7.7 化学物質の適正管理

厳重に専用倉庫内に保管し、数量管理も確実に実施できた。今後も適正に管理し、環境汚染をしないように管理し、SDSを要望があれば消費者に提供できるようにしていく。

8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

法規制等	適用条項等	遵守状況	評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	地方公共団体への協力	協力している	○
	一般廃棄物処理の委託	(有)石橋商店へ依頼	○
	産業廃棄物の保管	表示板の設置あり	○
	・産業廃棄物処理の委託 ・委託の基準 ・委託契約書の保存期間 ・承諾に係る書面の写しの保存期間	・それぞれの業者との契約書、許可証の写しあり ・保存有り	○
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	マニフェストの交付・保管あり	○
	管理票交付者の報告書	提出している	○
特定家庭用機器再商品化等の促進に関する法律 (家電リサイクル法)	・廃棄物として排出する場合は、適切に引渡し、料金の支払い(対象品目機種) テレビ、洗濯機	廃棄なし	—
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)	事業者の責務	SDSの発送あり	○
	排出量及び移動量を把握	該当しない	—
	排出量及び移動量の届け出	該当しない 雇用者数 21 名未満	—
毒物劇物取り締り法	【非届け出者】(業務上取扱者) 毒物、劇物の取り扱い	保管棚に鍵がかかっている	○
	毒物、劇物の表示	表示してある	○
悪臭防止法	規制基準の遵守義務	遵守している	○
	事故時の措置	事故はない	—
労働安全衛生法	快適な作業環境を実現する	実施している	○
	労働安全衛生法及び、令、規則等の要旨を周知させる	法令等を周知している	○
	事業者は労働者に対し、医師による健康診断を行うこと	健康診断を実施している	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	指定製品及び特定製品の管理者の責務	協力している	○
	管理者の判断基準	記録の保管している	○

(フロン排出抑制法)			
消防法	消防用設備の設置、維持	有効期限は OK	○
	火気の使用又は取り扱いに関する監督	喫煙は所定の場所できている	○
小形家電リサイクル法	再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める	廃棄なし	—

条例	適用条項等主な内容	遵守状況	評価
東京都廃棄物条例	第 8 条 1 廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量する。	遵守している	○
葛飾区 廃棄物の処理及びリサイクル条例	第 9 条 1. 廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等により、廃棄物の減量を図る。	遵守している	○
越谷市 廃棄物の処理及び再利用に関する条例	第 4 条 (事業者の責務) 1. 事業活動に伴って生ずる廃棄物の減量に努める。	遵守している	○
札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	第 4 条 1. 廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努める。	遵守している	○
富山市廃棄物の減量及び処理に関する条例	第 5 条 1. 市の廃棄物の減量等に関する施策に協力し、事業系廃棄物の発生、排出の抑制並びに再利用に努めること	遵守している	○
盛岡市廃棄物の減量及び処理に関する条例	第 5 条 (事業者の基本的責務) 1. 廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により、廃棄物の減量に努める。	遵守している	○

2020年6月に環境関連法規の遵守状況の確認を実施。

環境関連法規への違反はなく、関係当局より違反等の指摘も過去3年間ない。また、近隣など外部からの苦情もなかった。

9. 代表者による評価と見直し

コロナ禍により二酸化炭素の排出量は目標達成となっている。しかし、次年度以降は各数値が戻るような動きとなることは確実であり、適正な数値を目指し取組んでいくこ

とが必要である。

異常な状態が予期に反して長期わたり継続したことで、これまで当たり前であった各種取組がおろそかにされることを強く戒めたい。新たに入社した社員にもよく伝え、当社の良き伝統にできるよう取り組んでほしい。

これまでの各事業所責任者がそれぞれ拠点においてエコアクション 21 を推進する体制は妥当であり、一定の成果を上げている。これからも各責任者は社員の取組みを主導してもらいたい。

環境経営方針、環境経営目標、環境活動計画の内容、実施体制、環境経営システムの仕組みについては変更しないものと判断する。

エコアクション 21 の活動は当社の CSR 活動として重要であり、社員皆が意識して社会的責任を果てしたい。

以上